

ISO9000s 試行工事仕様書

平成 12 年 12 月 12 日 制 定

平成 13 年 8 月 20 日 一部改定

平成 15 年 3 月 27 日 改 定

1 一般事項

1.1 適用範囲及び一般事項

- (1) この ISO9000s 試行工事仕様書（以下「試行工事仕様書」という。）は、東京都建設局が施行する工事において、契約図書でこの試行工事仕様書を適用することを定めた工事又は工事請負契約標準契約書第 52 条（補則）に基づく「ISO9000 シリーズの工事への適用に関する試行」（以下「試行」という。）の実施に係る協議の結果、試行実施の確認書によりこの試行工事仕様書を使用することが合意された工事に適用する。なお、試行工事仕様書に記載のない項目・事項については、工事標準仕様書による。

1.2 用語の定義

- (1) 品質管理計画表とは、請負者が JIS Q 9001 による要求項目「5.4.2 品質マネジメントシステムの計画」又は JIS Z 9901 若しくは JIS Z 9902 による要求項目「4.2.3 品質計画」等に基づき作成した品質管理計画を示したものをいう。
- (2) 品質管理記録表とは、請負者が品質管理計画表に基づき実施した品質管理内容を記録したもののうち、数値によって記録・確認が可能な管理項目に対して作成される記録文書をいう。
- (3) 品質管理チェック表とは、請負者が品質管理計画表に基づき実施した品質管理内容を記録したもののうち、工事の作業中に留意しなければならない事項が適切に実施されたかを示すほか、出来栄の良否など、数値によって記録・確認することが困難な事項について作成される記録文書をいう。
- (4) 品質マネジメントシステムとは、組織が品質に関する方針及び目標を定め、自らがその目標を達成するため品質計画、品質管理、品質保証及び品質改善等を調整するシステムのことであり、JIS Q 9000 で規定されている。なお、この試行工事仕様書では、JIS Z 9901、JIS Z 9902 における品質システムを含むものとする。
- (5) その他、設計図書及び試行工事仕様書に特別の定めがない品質マネジメントシステムに関する用語については、JIS Q 9000 によるものとする。

1.3 ISO9000s の認証取得等

- (1) 請負者は、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証

している認定機関に認定されている品質マネジメントシステム審査登録機関から、JIS Q 9001又はJIS Z 9901若しくはJIS Z 9902（以下この試行工事仕様書において「IS09000s」という。）を認証取得していなければならない。

- (2) 請負者が認証取得しているIS09000sは、当該工事を実際に施工する請負者の組織が認証取得しているか、又はその組織が認証範囲に含まれていることを条件とする。
- (3) 請負者が共同企業体を結成している場合、その代表者が当該適用規格を認証取得していなければならない。
- (4) 請負者は、工事の実施に先立ち、IS09000sを認証取得していることを示す書類を監督員に提示し、認証取得の有無について確認を受けなければならない。また、施工計画書の提出に当たっては、当該書類を添付しなければならない。

なお、提出又は提示する書類は次の各号に掲げるものとするが、及び に関しては、認証取得を示す登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、提出又は提示を省略できる。

当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

当該工事を施工する請負者の組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類

認証取得している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

1.4 内部品質監査

- (1) 請負者は、当該工事に係る内部品質監査の実施に当たっては、その実施計画として次の各号に掲げる事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、工事着手後に当該事項に変更があった場合には、その都度、変更内容を書面により監督員に提出しなければならない。

監査員の氏名及び請負者との関係

監査員の資格基準（自社の品質マネジメントシステムで規定したもの）

内部品質監査の実施時期、回数等

その他必要な事項

- (2) 請負者は、IS09000sに基づく内部品質監査について、工事着手後、監査結果に基づき品質マネジメントシステムの是正等が可能な適切な時期に実施しなければならない。なお、監査の時期は、工事期間内に1回以上又は工期が1年を超える場合は1年ごとに1回以上実施するものとする。ただし、これによりがたい場合は、実施時期及び回数等について監督員と協議しなければならない。

また、請負者は、監督員の要請があった場合には、当該工事場所に関する監査結果を監督員に提出しなければならない。

1.5 準拠図書

工事の施工は設計図書によるものとするが、試行に係る事項については、次の各号に掲げる図書を適用することとする。ただし、当該図書に定めのない項目・事項については、工事標準仕様書及び通常の基準等による。

東京都建設局 「材料検査実施基準（ISO9000s 試行工事用）」

東京都建設局 「土木工事施工管理基準（ISO9000s 試行工事用）」

1.6 試行の中止

監督員及び請負者は、次の各号に掲げる条件に該当する場合には、試行を中止し、通常の工事標準仕様書及び基準等により工事を施工しなければならない。

ただし、及びにより試行を中止しようとする場合、監督員及び請負者は、あらかじめ協議しなければならない。

請負者が ISO9000s の認証に係る登録取消処分を受けた場合

請負者のもつ ISO9000s の運用状況が当該工事に不相当である場合

その他、中止することが適切である場合

2 着手

2.1 施工計画書

- (1) 請負者は、施工計画書を作成・提出するに当たっては、工事標準仕様書の定めによるほか、次の各号に掲げる事項を記載又は添付しなければならない。

ISO9000s の認証取得に係る登録証の写し等

品質管理計画表

品質管理記録表及び品質管理チェック表の様式並びに管理項目

内部品質監査実施計画（監査員氏名、請負者との関係、資格基準、監査予定日等）

監理技術者等の ISO9000s 運用経験等を証する書面

その他必要な事項

- (2) 請負者は、品質管理計画表に、原則として以下の事項を記載することとし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。なお、各管理項目に係る検査担当者及び責任者等の欄には、請負者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者の氏名を記載しなければならない。

管理項目の種別、 管理細目、 管理のポイント、 管理内容、 管理基準値、

基準図書、 検査方法、 検査時期、 検査頻度、 検査担当者、 検査責任者、

記録表の存在、 是正方法、 再検査担当者、 再検査責任者、 是正記録の存在

- (3) 品質管理計画表は、設計図書、試行工事仕様書及び試行に係るその他の基準で規定された品質管理及び施工管理等に関して、当該工事に係るすべての事項について、管理項目及び管理細目の中で適切に記載されていなければならない。
- (4) 品質管理計画表、品質管理記録表及び品質管理チェック表は、別添様式を参考とする。

3 施工管理

3.1 監理技術者等

監理技術者等は、設計図書の定めによるほか、当該工事において品質マネジメントシステムを自ら適切に管理・運用しなければならず、原則として工事着工時に次の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。

ただし、これによりがたい場合には、監督員と協議の上、請負者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者のうち、監理技術者等と同様に、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者を工事現場に配置できる。

ISO9000s に基づく内部品質監査での主任監査員又は監査チームメンバーの経験を有すること

請負者が実施する内部品質監査員を養成するための研修を修了していること

JAB が認定している審査員研修機関が主催する審査員研修又は内部監査員養成コース等を修了していること

3.2 施工管理

(1) 請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、遅滞なく品質管理記録表等に記載又は添付し、監督員の要請があった場合は直ちに提示しなければならない。

(2) 請負者は、施工管理において、設計図書、試行工事仕様書及びその他の基準等に違反するなどの不良や不適合等を確認した場合、直ちに作業を中止し、措置方法について監督員と協議しなければならない。

ただし、緊急な措置を要するものについては、応急処置を施した上で監督員と協議するものとする。

(3) 請負者は、施工管理に伴う自主検査において、設計図書、試行工事仕様書及びその他の基準等に違反するなどの不良や不適合を確認した場合、その状況が次の各号に掲げるいずれかに該当する軽微なものについては、監督員へ協議をすることなく修正・手直し等の対処ができるものとする。

ただし、その措置に当たっては、当該事項の状況及び修正・手直しの内容等をすべて品質管理記録表、品質管理チェック表及び工事記録写真等により適切に記録するとともに、監督員に報告しなければならない。

不良や不適合の原因を即時に取り除くことができるもの

不良や不適合に対して、即時に設計図書等に適合した品質に改善できるもの

3.3 品質記録等

- (1) 請負者は、品質管理記録表及び品質管理チェック表等の作成に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならず、監督員の要請があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

設計図書等で規定された品質管理及び施工管理において、当該工事に係るすべての管理項目・事項が記録されていること

監督員及び検査員が容易に確認できるものであること

トレーサビリティが確保されていること

- (2) 請負者は、工事記録写真の撮影時期及び頻度等については、東京都建設局長が定めた「工事記録写真撮影基準」の定めによるほか、同局長が定めた「土木工事施工管理基準」及び「土木工事施工管理基準（ISO9000s 試行工事用）」で規定された試験（測定）及び確認等を行う際にも、その都度、試験（測定）結果等を写真で撮影し、工事記録写真として適切に記録・整理しなければならない。

なお、撮影に当たってビデオ等を活用する場合には、撮影方法及び整理の方法等についてあらかじめ監督員と協議しなければならない。

- (3) ISO9000s による品質管理に係る検査及び記録書類の作成等に当たっては、監理技術者等又は請負者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者が行わなければならない。

3.4 電子納品

請負者は、品質管理記録表、品質管理チェック表及び工事記録写真等の作成及び提示又は提出に当たっては、監督員と協議の上、電子納品によることができるものとする。

なお、その場合は次に掲げる東京都建設局が定めた電子納品に関する基準によることとする。

C A L S 試行工事現場における提出書類電子データ化に関する事前協議ガイドライン

C A L S 試行工事における電子納品運用ガイドライン

工事記録写真撮影基準(案)[C A L S 試行工事版]

4 監督員による確認及び立会

4.1 監督員による確認及び立会

- (1) 監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立ち会いし、又は資料の提出若しくは提示を請求で

きるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

- (2) 監督員は、設計図書、試行工事仕様書及び試行に係るその他の基準に定められた工事の施工状況の確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、監督員は、品質マネジメントシステムに基づき請負者が作成する品質管理記録表等の書類により確認することとする。

なお、書面による確認に当たっては、請負者は、品質管理記録表、品質管理チェック表及び工事記録写真等の資料を監督員へ提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 検査

5.1 工事完了検査

- (1) 請負者は、工事完了届を監督員に提出する際には、工事標準仕様書の定めによるほか、品質管理計画表、品質管理記録表及び品質管理チェック表等の品質マネジメントシステムに基づく書類について、その整備をすべて完了していなければならない。
- (2) 検査員は、工事の施工状況を検査する際には、工事標準仕様書の定めによるほか、品質管理記録表及び品質管理チェック表等の品質マネジメントシステムに基づく書類を参考に検査を行うものとする。

(参 考)

土木工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の「建設局試行工事仕様書(ISO9000s対応)」については、この試行工事仕様書の統合により廃止

【経 緯】

制 定	平成 12 年 12 月 12 日
一部改訂	平成 13 年 8 月 20 日
廃 止	平成 15 年 3 年 27 日

ISO9000s 試行工事 品質管理書類 参考様式

ここに記載されている品質管理計画表、品質管理記録表及び品質管理チェック表は参考様式である。

試行工事仕様書の要求事項をすべて満足している品質管理に係る書類の様式を、請負者が自ら定めている場合や必要な事項が記載されている様式がある場合等は、それによることとする。

- 1 品質管理計画表
- 2 品質管理計画表作成上の注意
- 3 品質管理記録表
- 4 品質管理チェック表

参考様式 - 1

品質管理計画表

現場代理人 印 監理技術者 印

区分 (材・施)	管理項目		管理細目	管理のポイント	管理内容	管理基準値	基準図書	検査・確認					是正処置				
	工種	種別						検査方法	検査時期	検査頻度	検査担当者	検査責任者	記録	処置方法	再検査担当者	再検査責任者	記録

6 参考様式 - 1

品質管理計画表 **記入例**

現場代理人 東京 太郎 印 監理技術者 新宿 次郎 印

区分 (材・施)	管理項目		管理細目	管理のポイント	管理内容	管理基準値	基準図書	検査・確認					是正処置				
	工種	種別						検査方法	検査時期	検査頻度	検査担当者	検査責任者	記録	処置方法	再検査担当者	再検査責任者	記録
施工	擁壁工	現場打ち 擁壁工 (コンクリート工)	高さ	設計値に対して規格値内か	擁壁高(h)	- 30mm	土木工事施工管理基準	スタッフによる計測	擁壁築造後	40mに1箇所及び断面変化点	施工 三郎	新宿 次郎	擁壁出来形記録表 (D-1-1)	再打設又は追加打設	施工 三郎	新宿 次郎	施工是正記録 (D-1-1)
			運搬打設時間	打ち終わりまでの時間は所定時間内か	発時刻及び打込み完了時刻	・気温25 超 1.5h 以内 ・気温25 以下 2h 以内	土木工事標準仕様書	伝票及び時計による確認	コンクリート打ち込み時	運搬車毎	施工 三郎	新宿 次郎	コンクリート搬入打設状況報告書 (D-3-2)	再搬入	施工 三郎	新宿 次郎	施工是正記録 (D-3-2)
			コンクリート温度 (暑中コンクリート)	打設時のコンクリート温度は適切か	打設時コンクリート温度	35 以下	土木工事標準仕様書	温度計による計測	コンクリート打ち込み時	運搬車毎	施工 三郎	新宿 次郎	コンクリート打設記録表 (D-3-1)	再搬入	施工 三郎	新宿 次郎	施工是正記録 (D-3-1)
			圧縮強度	圧縮強度は規格を満たしているか	コンクリート圧縮強度	1本85%以上平均が呼び強度以上	土木工事施工管理基準	試験機関による試験	コンクリート打ち込み時供試体作成	1回 (全体で36m ³)	施工 三郎	新宿 次郎	コンクリート試験記録表 (D-2-2)	監督員と協議	施工 三郎	新宿 次郎	施工是正記録 (D-2-2)
			出来栄え	ひび割れ、クラックはないか	ひび割れ、クラックの有無		土木工事標準仕様書	目視による確認	擁壁築造後	全数	施工 三郎	新宿 次郎	擁壁築造チェック表 (擁壁工D-1)	Vカットによる補修	施工 三郎	新宿 次郎	施工是正記録 (擁壁工D-1)

品質管理計画表作成上の注意

- 1 管理項目の種目及び細目には、仕様書及び基準類で規定された品質管理、施工管理等の事項を記入する。
- 2 検査担当者、検査責任者、再検査担当者及び再検査責任者は、氏名を記入する。

3 記載内容

管理項目の種別	品質マネジメントシステムで管理する工種、種別について記載する。
管理細目	工種の中の何を管理するのかを具体的に記載する。
管理のポイント	どのような点に留意して管理を行うかを簡潔に記載する。
管理内容	管理対象が何かを記載する。
管理基準値	出来形、品質の良否を判断するための規格値を記載する。
基準図書	品質管理を行う上で指針とする図書名や基準名等を具体的に記載する。
検査方法	検査又は確認に当たっての手法を記載する。
検査時期	検査又は確認を、施工の中のどの時点で行うかを記載する。
検査頻度	どの程度の頻度で検査又は確認を実施するのかを記載する。
検査担当者	管理項目に対する検査担当者の氏名（実名）を記載する。
検査責任者	管理項目に対する検査責任者の氏名（実名）を記載する。
記録表の存在	実施された検査記録が、何によって確認できるのかを記載する。記録表の名称及び様式番号等、トレーサビリティが可能な表現であればよい。
是正方法	基準を適合しない不良や不適合が発生した場合の処置について記載する。
再検査担当者	再検査に当たっての検査担当者の氏名（実名）を記載する。
再検査責任者	再検査に当たっての検査責任者の氏名（実名）を記載する。
是正記録の存在	記録表の存在 と同様

細目によっては、上記の16項目に該当しない項目がある場合は、特に記入する必要はない。

- 4 品質管理計画書の管理内容又は検査担当者等に変更が生じた場合は、その都度、変更箇所がわかるように訂正し、監督員に提出する。

品質管理計画表 (例)

現場代理人 東京太郎 印 監理技術者 新宿次郎 印

区分 (材・施)	工種	種別	細目	管理の ポイント	管理内容	管理 基準値	基準図書	検査・確認					是正措置				
								検査方法	検査時期	検査頻度	検査 担当者	検査 責任者	記録	処置方法	再検査 担当者	再検査 責任者	記録
施	擁壁工	コンクリート工	高さ	設計値に対して基準値内か	擁壁高(h)	-30mm	土木工事施工管理基準	スタッフによる検測	擁壁築造後	40mに1箇所及び断面変化点	施工 三 郎	新宿 次 郎	擁壁出来形記録表(D-1-1)	再打設又は追加打設	施工 三 郎	新宿 次 郎	施工是正記録(D-1-1)
			コンクリート温度(暑中コンクリート)	打設時のコンクリート温度は適切か	打設時コンクリート温度	35 以下	土木工事標準仕様書	温度計による計測	コンクリート打ち込み時	擁壁直轄	施工 三 郎	新宿 次 郎	コンクリート打設記録表(D-3-1)	再搬入	施工 三 郎	新宿 次 郎	施工是正記録(D-3-1)
			圧縮強度	圧縮強度は規格を満たしているか	コンクリート圧縮強度	1本85%以上平均が呼び強度以上	土木工事施工管理基準	試験機関による試験	コンクリート打ち込み時供試体作成	1回(全体で36m ³)	施工 三 郎	新宿 次 郎	コンクリート試験記録表(D-2-2)	監督員と協議	施工 三 郎	新宿 次 郎	施工是正記録(D-2-2)
記入例																	
削除: 暑中コンクリートで施工を予定していたが外気温が下がりがりが必要が無くなったケース 新規追加: 設計数量は試験省略限度の30m ³ 以下だったが、変更により省略限度を超えた																	

H13.9.25
削除

H13.11.3
新規追加

参考様式 - 2 < 品質管理記録表 >

_____ 記録表

工種		種別	
管理項目			

検査責任者 _____ 印

検査担当者 _____ 印

測定日	測定箇所	設計値 (mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	管理基準値 (mm)	判定	摘 要
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	
						合・否	

参考様式 - 2 < 品質管理記録表 >

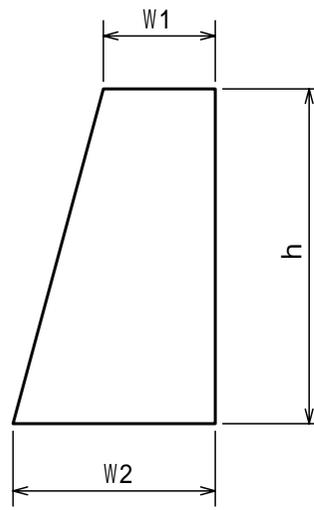
擁壁出来形記録表 (D - 1 - 1)

記入例

工種	擁壁工	種別	コンクリート工
管理項目	擁壁高 (h)		

検査責任者 新宿 次郎 印

検査担当者 施工 三郎 印

測定日	測定箇所	設計値 (mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	管理基準値 (mm)	定判	摘要
H14.11.07	No0	1,000	1,020	20	-30	合・否	
"	No2	1,000	1,050	50	-30	合・否	
"	No2+15.00	1,000	980	- 20	-30	合・否	

必要な事項が記載されていれば様式は異なってもよい。(例えば、上記の場合、幅W1とW2を1枚に記載するような形式も可)

品質管理チェック表

鉄筋工チェック表 (A - 2)

(擁壁工)

検査責任者 新宿 次郎 印

検査担当者 施工 三郎 印

記録箇所		No0 ~ No1	No1 ~ No2	No2 ~ No2+15.0	No2+15.0 ~ 3+5.0	No3+5.0 ~ No4	No4 ~ No5
確認日		14.10.10	14.10.10	14.10.10	14.10.12	14.10.12	14.10.12
チ エ ツ ク 項 目	1	使用する鉄筋のミルシートは 確認したか					
	2	常温で加工したか					
	3	組立前に清掃、浮き錆等の除 去をしたか					
	4	種別、径、本数は設計図どお りか					
	5	十分堅固に組み立てているか					
	6	耐震設計上の配筋規定は守ら れているか					
	7	型枠との間隔は適切なスペー サにより正しく保持されてい るか					
	8	継ぎ手位置は適切か					
	9	記録写真の撮影確認		-		-	-
確認印又は サイン	検査責任者	新宿	新宿	新宿	新宿	新宿	新宿
	検査担当者	施工	施工	施工	施工	施工	施工
摘 要							